

流雪溝利用時の注意点について（お願い）

いつも群馬県政への御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

沼田土木事務所で管理している道路の一部区間では、流雪溝としても利用可能な道路側溝が設置されています。毎年、警報級以上の降積雪時等には沿線住民の皆様に御活用いただいているかと存じますが、利用の際、特に以下の点に御注意ください。

【注意点】

・流雪溝使用後、**グレーチングは最後までしっかりと直してください。**“次回使用するとき外しやすいから”等の理由でグレーチングを浮かせた状態にしてしまうと、除雪車両がぶつかりグレーチングを破損させてしまうことがあります。

※外したままにすることも絶対にやめてください。通行者がケガをする恐れがあります。

破損状況や普段の利用状況を確認した結果、**流雪溝を使用した方に問題があると判断された場合、グレーチングの修理費用を請求する可能性があります。**また、**損害が発生した場合（通行者のケガや自動車の事故等）、訴訟が発生することもあります。**



【問合せ先】沼田土木事務所
TEL : 0278-24-5511
(施設に関すること) 施設管理係
(除雪に関すること) 企画調査係